

## ○恵庭市公園美化活動助成金交付要綱

平成 12 年 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、緑豊かなまちづくりを推進し、積極的に公園美化に取り組む町内会、自治会及びその他の団体(以下「団体」という。)に対して、その活動を支援するため、公園美化活動助成金を交付することについて、恵庭市補助金等交付規則(平成 12 年規則第 8 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「美化活動」とは、公園の除草及び集積をいう。

(交付の対象)

第 3 条 交付の対象は、美化活動を実施する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一つの公園について年 3 回以上の美化活動を実施していること。
- (2) 当該美化活動に従事する者に係る傷害保険等に加入していること。

(助成の額)

第 4 条 助成の額は、1 平方メートル当たり 39 円に公園の草刈対象面積を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする団体は、美化活動を実施する日が属する年度の 5 月末日までに、公園美化活動助成金交付申請書(様式第 1 号)により市長に提出するものとする。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、公園美化活動助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により団体に通知するものとする。

(実施報告)

第 7 条 団体は、美化活動が完了したときは、速やかに公園美化活動実施報告書(様式第 3 号)により市長に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による公園美化活動実施報告書の提出を受けたときは、美化活動の成果が助成金の交付の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、公園美化活動助成金交付額確定通知書(様式第 4 号)により、団体に通知するものとする。

(助成金交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、団体が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(助成金の請求)

第10条 第8条の規定による通知を受理した団体は、速やかに公園美化活動助成金請求書(様式第5号)により市長に助成金の交付を請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年10月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。